

福岡市医師会訪問看護ステーション西部訪問看護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 本事業は、介護保険法並びに健康保険法等に基づく訪問看護事業であり、その対象となる在宅療養者を訪問し、療養上の世話又は必要な診療補助を行うとともに、在宅福祉サービス及び保健サービスとの連携・提携を図り、もって高齢社会における要介護者等の医療及び福祉の向上に資することを目的とする。

（ステーションの設置）

第2条 福岡市早良区南庄2丁目12-6に福岡市医師会訪問看護ステーション西部を設置する。

（運営管理・推進）

第3条 この事業の運営管理は福岡市医師会長があたる。
本事業の円滑なる運営推進のため、福岡市医師会内に次の会議を設置する。

- ①福岡市医師会共同利用施設運営委員会
- ②福岡市医師会訪問看護ステーション運営会議
- ③福岡市医師会訪問看護ステーション管理者会議

（事業の内容）

第4条 在宅で療養されている方に、医療・保健・福祉・介護の連携した総合サービスを行うため、かかりつけ医の指導・指示のもとに看護師等を派遣し看護や家族への支援を行う。

（職員の職種、員数、職務内容）

第5条 訪問看護ステーションは次の職員で構成する。

管 理 者（常 勤 職 員）	1 名（保健師又は看護師）
副 管 理 者（常 勤 職 員）	1 名以上（保健師又は看護師）
訪問看護師（常勤・非常勤職員）	1 0 名以上（保健師、看護師、准看護師）
理学療法士・作業療法士（常勤職員）	2 名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（非常勤職員）	2 名以上
事 務 員（常 勤 職 員）	1 名

2 職員は次の職務を行う。

- （1）管理者
- ①かかりつけ医との連絡調整
 - ②訪問看護師の管理
 - ③訪問看護の知識・技術の質を保持するための助言指導
 - ④利用者の状態把握とサービス内容の設定
 - ⑤利用者の看護方針、手順の作成
 - ⑥利用者の記録保存・管理
 - ⑦関係機関との連絡調整
 - ⑧事業計画、事業報告の作成
 - ⑨設備・備品等の整備及び衛生的管理

- （2）副管理者
- ①管理者の補佐
 - ②訪問看護師の職務

- （3）訪問看護師
- ①利用者の状態把握とサービス内容の設定への協力
 - ②訪問看護計画の作成及び訪問看護の実施
 - ③看護実施内容の記録及び報告
 - ④必要に応じ、かかりつけ医との連絡調整
 - ⑤管理者への協力

（営 業）

第6条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （1）営業日は原則として、年末年始（12月30日～1月3日）とお盆（8月14日、15日）を除く毎日とする。
- （2）営業時間は午前9時から午後5時までとする。

（利用対象者）

第7条 訪問看護の利用対象者は次のとおりとする。

- （1）介護保険対象者
- ①65歳以上の方で日常生活をおくるために介護や支援が必要と認定された方。
 - ②40歳以上65歳未満の医療保険加入者で加齢によって生ずる心身の変化に起因する疾病(特定疾病)が原因で日常生活をおくるために介護や支援が必要と認定された方。
- （2）医療保険対象者
- 疾病、外傷等により、居宅において寝たきり又はこれに準ずる状態にある方や、居宅において継続して療養を受ける状態にある方で、かかりつけ医師が必要と認めたもの。

（利用申込方法）

第8条 利用申込の方法は次のとおりとする。

- （1）介護保険法等対象者（以下「介護保険対象者」という）
かかりつけの医師に相談の上、指定居宅介護支援事業所が立案する居宅サービス計画書に訪問看護を位置付ける。
- （2）健康保険法等対象者（以下「医療保険対象者」という。）
かかりつけの医師または、直接ステーションへ申請する。

2 かかりつけ医の「訪問看護指示書」に基づき「訪問看護計画書」を作成訪問し、看護の内容や訪問回数を契約して、訪問を開始する。

（サービスの内容）

第9条 家族では難しい看護の手伝いや、医師の診察の補助などを行う。

- （例）
- | | |
|------------------------------|---------------|
| ①定期的な健康チェック | ②オムツの交換の仕方 |
| ③身体の拭き方 | ④簡単な運動方法 |
| ⑤入浴の方法 | ⑥床ずれの予防 |
| ⑦寝具の交換 | ⑧療養上の困ったことの相談 |
| ⑨医療器具をつけている人は、管理の仕方や取扱いの注意など | |

2 訪問看護師の派遣回数は次のとおりとする。

- （1）介護保険対象者
- 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成した居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に位置づけられた訪問回数。但し利用者が支給限度額を超えた追加的サービスを希望する場合はこの限りではない。

- 尚、急性増悪等により主治医から一時的に頻回の訪問看護が必要である旨指示を受けた場合等は、医療保険による訪問看護を実施する。
- (2) 医療保険対象者
週3回を限度とする。但し、末期の悪性腫瘍、厚生労働大臣が定める疾患等による利用者及び急性増悪等により主治医から一時的に頻回の訪問看護が必要である旨指示を受けた利用者についてはこの限りではない。
- (3) 自費訪問看護 利用者の希望に沿う。
- 3 1回の看護滞在時間はおおむね1時間30分以内とする。

(利用料等)

第10条 利用料金は次のとおりとする。(課税対象のものは消費税込)

- (1) 介護保険対象者
- 1) 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の額とする。
- 2) その他
- ① 交通費 (通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問した場合)
実施地域を越えた場所を起点とした交通費 (公共交通機関利用) の実費
- ② 差額費用
- ア) 標準的な時間を超えた訪問看護 30分ごとに1,300円加算
- ③ 死後の処置料は別途定める。
- (2) 医療保険対象者
- 1) 自己負担金 後期高齢者医療 …訪問看護に要する費用の1割又は3割
健康保険 …訪問看護に要する費用の2割～3割
- 2) 交通費 事業所より半径4km以上は訪問1回に付き200円
- 3) その他
- ① 差額費用
- ア) 標準的な時間を超えた訪問看護 30分ごとに1,300円加算
- イ) 休業日における訪問看護 1時間当たり3,500円加算
※イ)において1時間を超えた場合はア)を適用する。
- ② 死後の処置料は別途定める。
- (3) 自費訪問看護
- | | |
|------------------|--------------------------|
| ア) 営業日9:00～17:00 | 1時間当たり 9,900円 |
| イ) ア) 以外の時間 | 1時間当たり13,200円 |
| ウ) 休業日における訪問看護 | 1時間当たり 3,850円加算 |
| エ) 交通費 | 事業所より半径4km以上は訪問1回に付き220円 |

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 本事業の通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

福岡市中央区、南区、城南区、早良区、西区、大野城市、春日市、那珂川市、糸島市

(秘密保持)

第12条 業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報については、これを他に漏らさない。

- 2 サービス担当者会議を実施する際、利用者又は家族の個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

(個人情報の保護)

第13条 個人情報を取り扱うにあたっては、その利用目的を特定し、個人情報の適正な取り扱いを確保する。

(苦情処理)

第14条 利用者からの相談又は苦情等に対する窓口として、事業所に相談担当者を置く。

- 2 自ら提供した訪問看護サービスに対し、利用者から苦情が寄せられた場合、迅速に対応する。
- 3 再発防止のため、担当者等による会議を行うなど事実を整理し、利用者等に説明するとともに記録を保管する。
- 4 自らが提供した訪問看護サービスに対し、利用者が保険者、国民健康保険団体連合会等に苦情を申し立てる場合、利用者に対し必要な援助を行う。

(緊急時・事故発生時等における対応方法)

第15条 各利用者に緊急時連絡網を作成して、緊急時・事故発生時等における対応を指示する。

- (1) かかりつけ医に連絡し、容体を告げ対策を仰ぐ。
- (2) 訪問看護員の応援を求める。
- (3) 救急車の出動を求める。
- (4) 別居の親族に連絡する。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 本事業に従事する職員の資質向上のため、定期的に研修の機会を設ける。

職員は積極的に内部・外部の研修に参加し、自らの質の向上を図り、提供する訪問看護の評価を行い常にサービスの改善に努める。

(附則)

第18条 この規程は令和7年1月1日から施行する。